

2024 年：米国の知財事情に関するレポート（ダイジェスト版）

過去 5 年間における米国の知的財産制度の動向を分析すると、特許、意匠、商標、著作権の出願および登録において顕著な変化が見られる。特許出願は 2020 年の 450,910 件から 2024 年には 466,079 件へと増加傾向を示しているが、日本からの出願は減少しており、その背景には円安の影響も考えられる。一方、中国からの出願は急増し、2023 年には日本を抜いて外国勢のトップとなった。特に、電気自動車や人工知能（AI）に関連する技術分野において出願が活発化している。

意匠出願も増加しており、その背景として、Apple v. Samsung 訴訟によって、従来は出願時に提出された図面に記載された意匠要素に限定されていた保護範囲が、製品の全体的な外観・印象を保護対象にまで拡大した結果、高額な損害賠償が認められるケースが増えたことが挙げられる。さらに、意匠権は特許権に比べて権利化コストや維持費用が低く、中小企業にとって特に有利な制度であることも影響している。商標出願については、新型コロナウイルスのパンデミックによりオンラインビジネスが急拡大したことが影響し、2021 年に急増した。しかし、特に中国からの出願は補助金制度などの影響で急増したものの、2022 年以降、不正出願への取り締まりが強化されたことで減少傾向にある。

著作権登録については、NFT 市場の急成長による影響で 2021 年から 2022 年にかけて増加したが、その後減少傾向に転じた。また、AI による創作物に関する法的議論も進んでおり、現在の米国の知財法では AI が単独で作成したコンテンツには著作権が認められず、人間が編集・修正することで初めて著作権が付与されるという解釈が定着している。

米国特許商標庁（USPTO）の統計によると、中小企業の米国特許出願の割合は増加しており、特に米国内の出願人においてその割合が高い。しかし、外国企業による中小企業の出願は相対的に低く、その一因としてコスト負担や市場戦略の違いが考えられる。アメリカの特許制度には、小規模事業者向けの手数料軽減措置があり、その認定要件は日本などの中小企業基準よりも緩いものであるが、米国の中小企業はこの優遇措置を積極的に活用している一方、外国企業にはその措置が十分に浸透していない可能性がある。

特許審査の傾向を見ると、**2023** 年以降、審査待ち時間が長期化しており、ファーストアクションが発行されるまでの期間は約 **20** ヶ月に達している。一方で、意匠審査は比較的安定しており、約 **16** ヶ月でファーストアクションが発行される状況にある。商標審査に関しては、**2024** 年に入ってから短縮傾向が見られ、約 **8** ヶ月でファーストアクションが発行されるようになっている。特許査定率に関しては、過去 **2** 年間で大きな変化はなく、審査の厳格化や基準変更は現時点では限定的である。

特許権侵害訴訟の動向を見ると、**2020** 年以降訴訟件数が増加しており、その背景にはファンドによる第三者資金提供が影響していると考えられる。特に IT および製薬業界の大企業が標的となりやすく、高額な損害賠償が期待できる案件が増加している。一方で、中小企業に対しては、訴訟よりも警告書の送付が多く、法的措置よりも和解金を狙った対応が多いとみられる。

2024 年の重要判決の一つとして、**LKQ v. GM** が挙げられる。本件では意匠特許の非自明性の判断基準が争われ、従来の **Rosen-Durling** テストが否定され、**Graham v. John Deere** 基準が採用された。本レポートの本文で詳細に説明しているように、この判決により、今後の意匠特許の有効性が争われやすくなる可能性があり、意匠特許の取得および活用戦略に大きな影響を及ぼすことが予想される。

また、**2025** 年には **USPTO** の手数料改定が予定されており、特許関連の手数料が **7.5～10%** 引き上げられる見込みである。特に、継続審査請求（**RCE**）や情報開示手続きに関する手数料が大幅に増額され、審査遅延を防ぐためのディスインセンティブ施策が導入されることとなった。

トランプ政権への移行も、**USPTO** の運営に影響を与えられると考えられる。現時点で **USPTO** 長官のポストは空席であり、新たな長官が指名・承認されるまでに半年以上かかる可能性がある。また、トランプ政権は連邦政府機関におけるリモートワークを原則禁止する方針を示しており、**USPTO** の審査官の大半がリモート勤務を行っている状況を鑑みると、審査業務の効率に影響を及ぼす可能性がある。リモートワークの制限により、審査官の離職率が上昇することが懸念され、**USPTO** の審査官増員計画にも深刻な影響を与える可能性がある。

以上のように、米国の知的財産制度は近年大きな変化を遂げており、特許、意匠、商標、著作権の出願・登録件数の変動、審査の遅延、特許訴訟の増加、新たな判例の影響、手数料改定、政権交代による政策変更など、多くの要素が絡み合っている。特に、日本企業が米国での知財戦略を展開する際には、これらの動向を十分に考慮し、適切な対応策を講じることが求められる。

2024 年：米国の知財事情に関するレポート



- I. 過去 5 年間の米国特許・意匠・商標・著作権の出願／登録統計
- II. 過去 5 年間の中小企業の米国出願統計
- III. 特許・意匠・商標の審査の傾向
- IV. 特許権侵害訴訟統計
- V. 2024 年の重要判決 — 日本企業への権利化に影響のあるもの
- VI. 2025 年の USPTO 手数料改定
- VII. トランプ政権への移行の影響

I. 過去 5 年間の米国特許・意匠・商標・著作権の出願／登録統計

(1) 特許・意匠・商標の出願統計

米国特許商標局（USPTO）の会計年度 2020 年から 2024 年までの 5 年間の米国特許・意匠・商標の出願件数の統計を表 1 にまとめました。¹

なお、特許出願については、新規出願件数のみとし、継続審査請求（RCE）の件数は含んでおりません。また、商標については、純粋な出願件数のみとし、追加分類の件数は含んでおりません。

¹Annual Performance Plan and Annual Performance Report (<https://www.uspto.gov/about-us/performance-and-planning/uspto-annual-reports>)

[表 1]

	2020	2021	2022	2023	2024
特許出願	450,910	450,457	457,576	462,242	466,079
米国内からの特許出願	221,050	223,340	220,194	225,813	N/A
日本からの特許出願	66,346	63,114	65,102	64,767	N/A
中国からの特許出願	47,712	56,479	61,083	66,138	N/A
意匠出願	46,105	54,201	54,476	53,679	61,764
商標出願	553,505	732,007	570,077	537,182	576,785
日本からの商標出願	8,671	7,982	8,122	8,154	8,059
中国からの商標出願	102,593	228,445	127,705	111,697	146,999

コロナ禍の間は、企業の研究活動及び知財活動も停滞しておりましたが、2022 年からは特許出願件数が着実に増加しております。しかし、日本からの特許出願は僅かながら減少傾向にあります。円安の影響もあり、この傾向は 2024 年以降も続くものと予想されます。一方、中国からの出願は急増しており、ついに 2023 年には日本を抜いて外国勢のトップに躍り出ました。2024 年の特許出願件数の多い技術分野としては、Display device、Electrode、Semiconductor、Battery cell、Electrical battery、Si substrate 等となっており、電気自動車や人工知能（AI）に関連した出願が増えていることが分かります。

意匠出願は着実に増加しております。この背景には、従来は意匠権の保護範囲は狭く、侵害訴訟となっても損害賠償額は低いと考えられておりましたが、Apple v. Samsung を含む近年の侵害訴訟においては、出願時に提出された図面に記載された意匠要素に限定されていた従来の保護範囲が、製品の全体的な外観・印象を保護対象にまで拡大した結果、高額な損害賠償が認められたことがあります。また、意匠出願は特許出願に比べて一般的に権利化までの費用が安く、権利化後の維持費用もかからないということもあります。コストの点から、消費者向け製品を製造・販売

している中小企業には特にお勧めできる制度です。

商標出願は、新型コロナウイルスのパンデミックにより、多くのビジネスがオンラインへと移行したことに伴い、オンライン上でのブランド保護の重要性が増し、増加したものと考えられます。また、中国からの出願が実に約 4 分の 1 が中国からの出願となり、その数字の増減がそのまま総出願数の増減にも反映されております。中国政府が海外への商標出願に対して補助金を出したことや、前記のオンラインビジネスへの移行により中国の EC サイトが米国市場に進出したことが増加の原因と見られています。しかし、中国からの出願には、他人の商標を先取りする出願を大量にするなどの、いわゆる商標トロールと呼ばれる詐欺的出願が多く、これが正常の審査の妨げとなっておりました。この対策として USPTO は 2022 年に、不正な商標出願や代理人に対する取り締まりを強化しました。具体的には、外国に居住する出願人については、米国弁護士を代理人とすることを必須とし、さらに出願人や代理人の本人確認を徹底するためにオンラインアカウントの認証手続きを強化しました。また、無資格者が代理人として活動している場合や、虚偽情報による出願が疑われる場合には、警告や出願却下・登録取消を行いました。これらの措置により、中国からの出願件数の減少につながったものと思われます。

（２）特許・意匠・商標の登録統計

米国特許商標局（USPTO）の会計年度 2020 年から 2024 年までの 5 年間の米国特許・意匠・商標の登録件数の統計を表 2 にまとめました。²

[表 2]

²Annual Performance Plan and Annual Performance Report (<https://www.uspto.gov/about-us/performance-and-planning/uspto-annual-reports>)

	2020	2021	2022	2023	2024
特許登録	360,784	338,334	318,496	310,245	321,020
米国内の特許権者	150,089	136,472	120,114	125,662	114,119
日本の特許権者	55,899	49,668	46,937	40,055	42,792
中国の特許権者	26,176	29,947	35,193	33,524	44,274
意匠登録	36,313	34,474	33,072	34,673	43,383
商標登録	295,728	337,814	362,597	316,322	338,854
日本の商標権者	3,372	3,092	2,806	2,753	3,248
中国の商標権者	48,766	110,563	144,579	94,743	93,258

出願から登録までに、特許・意匠では平均で2～3年、商標では1～2年の審査期間を要するため、一般には出願数の傾向が審査期間分だけ遅れて登録数の傾向に反映されます。ここでも中国からの出願が登録となった数の伸びが目立ちます。特に特許では、**2024**年に日本を抜いて外国勢のトップに躍り出ました。

（3）著作権の登録統計

米国著作権局（U.S. Copyright Office）から発表された米国著作権の登録件数の統計を表2にまとめました³。本稿執筆時点では**2024**年度版のレポートが発表されていないため、会計年度**2019**年から**2023**年までの5年間の統計となっております。なお、著作権出願については、実体的審査を経ることなくほぼ全件が登録がされるため、出願数の統計データは発表されておりません。また、**2016**年～**2020**年までの統計値については、以前に発表されていたデータに誤りがあったとして、**2024**年度版レポートにて修正がされております。

[表3]

³Annual Report (https://www.copyright.gov/history/annual_reports.html)

	2019	2020	2021	2022	2023
著作権登録	547,837	367,307	403,593	484,589	441,526

2021 年～2022 年にかけて NFT 市場が急成長し、デジタル著作権に関する関心が高まり、著作権登録の増加に寄与したものと考えられております。また、2018 年に第 9 巡回区控訴裁判所は、サルの自撮り写真について、「動物には著作権を主張する法的権利がない」として、著作権を認めないという判決を出しました。⁴この考え方は AI にまで拡張されており、現時点では AI が単独で作成したコンテンツには著作権は認められないが、人間が AI の生成物を編集・修正し、創作的な貢献をした場合には、その部分についてのみ著作権が認められるというのが定説となっております。

II. 過去 5 年間の中小企業の米国出願統計

USPTO の会計年度 2020 年から 2024 年までの 5 年間の特許出願における事業体規模の割合統計を表 4 にまとめました。⁵

[表 4]

	2020	2021	2022	2023	2024
極小規模	2.50%	2.48%	2.48%	2.40%	2.24%
米国起源の出願中での割合	4.20%	4.23%	4.25%	3.88%	3.66%
外国起源の出願中での割合	1.01%	1.01%	1.09%	1.11%	1.10%
小規模	19.98%	20.76%	20.91%	21.56%	21.96%
米国起源の出願中での割合	25.92%	27.02%	27.48%	27.68%	28.33%
外国起源出願中での割合	14.74%	15.42%	15.74%	16.22%	16.89%
大規模	77.52%	76.75%	76.61%	76.04%	75.80%

⁴ *Naruto v. Slater*, 888 F.3d 418 (9th Cir. 2018)

⁵ Annual Performance Plan and Annual Performance Report (<https://www.uspto.gov/about-us/performance-and-planning/uspto-annual-reports>)

極小規模事業体（**Micro Entity**）：発明者又は出願人が過去に 5 件以上の米国特許出願をしておらず、前年の総所得が平均世帯収入の 3 倍以下。

小規模事業体（**Small Entity**）：個人、関連会社を含めて従業員が **500** 名以下の企業、又は大学等の高等教育機関等の非営利団体。

大規模事業体（**Large Entity**）：上記のいずれにも該当しない事業体。

極小規模事業体及び小規模事業体には、USPTO に支払う公的手数料（オフィシャルフィー）の減免制度があり、**2023** 年にこの減額幅が拡大され、極小規模事業体では **80%**、小規模事業体では **60%** のディスカウントが認められます。外国起源の出願では、極小規模及び小規模事業体の占める割合が、米国起源の出願に比べて著しく低くなっております。コストや自社市場の点で外国の極小規模及び小規模事業体が米国出願に消極的なことに加え、極小規模及び小規模事業体の要件を満たしているのに減免制度を知らずに大規模事業体として出願している場合もあるものと予想されます。特に、小規模事業体については、日本における中小企業法における定義と比べて、資本金の総額の制限がなく従業員数の上限の高い点が異なりますので、日本では中小企業に該当しない法人でも、小規模事業体として減免制度を利用できる可能性があります。日米の基準の相違を表 5 にまとめました。

[表 5]

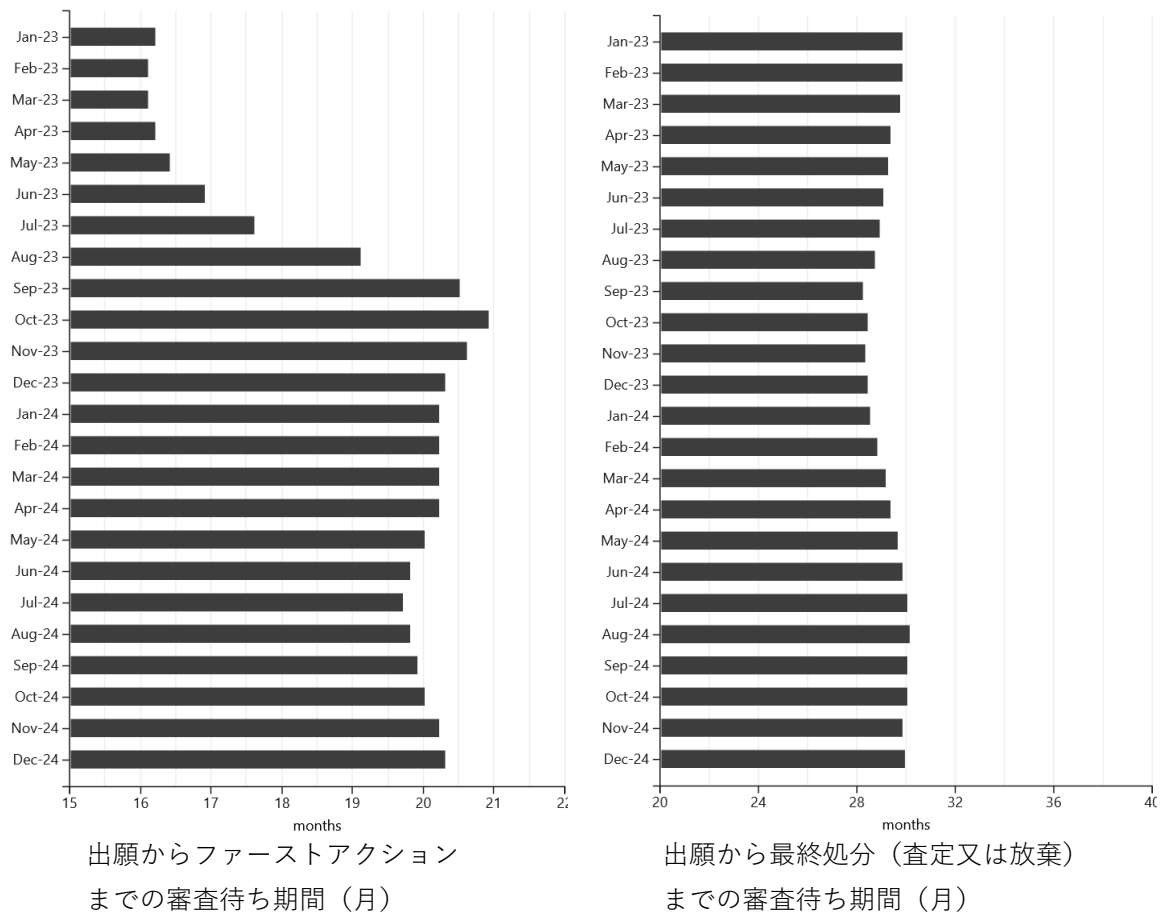
業種	日本の中小企業基本法			USPTO の基準	
	中小企業者		小規模企業者	小規模事業体	極小規模事業体
	資本金額	従業員数	従業員数		
製造業	3 億円以下	300 人以下	20 人以下	資本金制限無 従業員 <u>500 人</u> 以下の企業 高等教育機関 等	過去の出願が 4 件以下、かつ前 年総所得が平均 世帯収入の 3 倍 以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下	5 人以下		
サービス業	5 千万円以下	100 人以下	5 人以下		
小売業	5 千万円以下	50 人以下	5 人以下		

III. 特許・意匠・商標の審査の傾向

（1）特許

図 1 は、2023 年及び 2024 年の特許出願の審査待ち時間を示したものです。⁶

[図 1]



2023 年 4 月までは、出願からファーストアクションが発行されるまでの審査待ち期間は約 16 ヶ月と迅速な審査が行われていたが、その後に審査待ち期間が急増し、約 20 ヶ月程度で高止まりしています。最終処分までの審査待ち期間は 30 ヶ月程度で安定しているように見えますが、ファーストアクションまでの審査待ち期間が急増した 2023 年 9 月以降に審査された案件の多くはまだ最終処分がされておらず、今後、最終処分までの審査待ち期間も上昇していくものと予想されます。

⁶Data visualization center Patent Pendency Data
(<https://www.uspto.gov/dashboard/patents/pendency.html>)

(2) 意匠

図 2 は、2023 年及び 2024 年の特許出願の審査待ち時間を示したものです。⁷

[図 2]



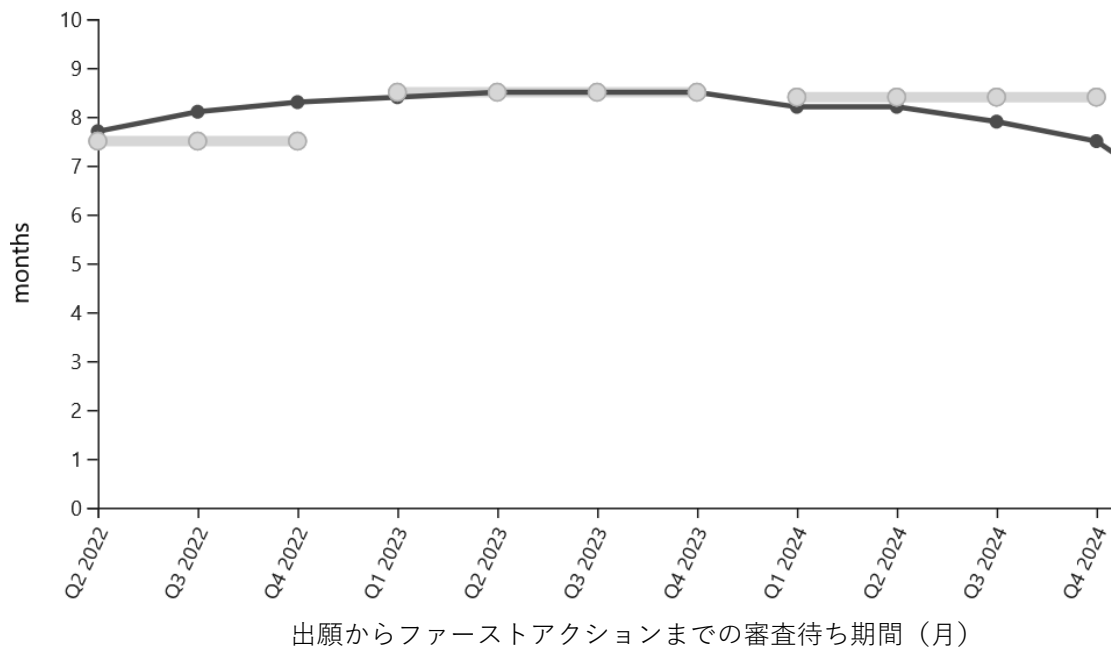
多少の波はありますが、出願からファーストアクションが発行されるまでの審査待ち期間は約 16 ヶ月となっております。最終処分までの審査待ち期間は、一時期は増加傾向にありましたが、2024 年の後半には減少傾向に転じ、22 ヶ月弱となっております。意匠では図面の不備に関する拒絶理由が多く、特許に比べると比較的容易に対処でき、2 回目のアクションが出されることが少ないので、ファーストアクション発行から最終処分までの期間が短くなっております。

(3) 商標

⁷Data visualization center Design Data (<https://www.uspto.gov/dashboard/patents/design.html>)

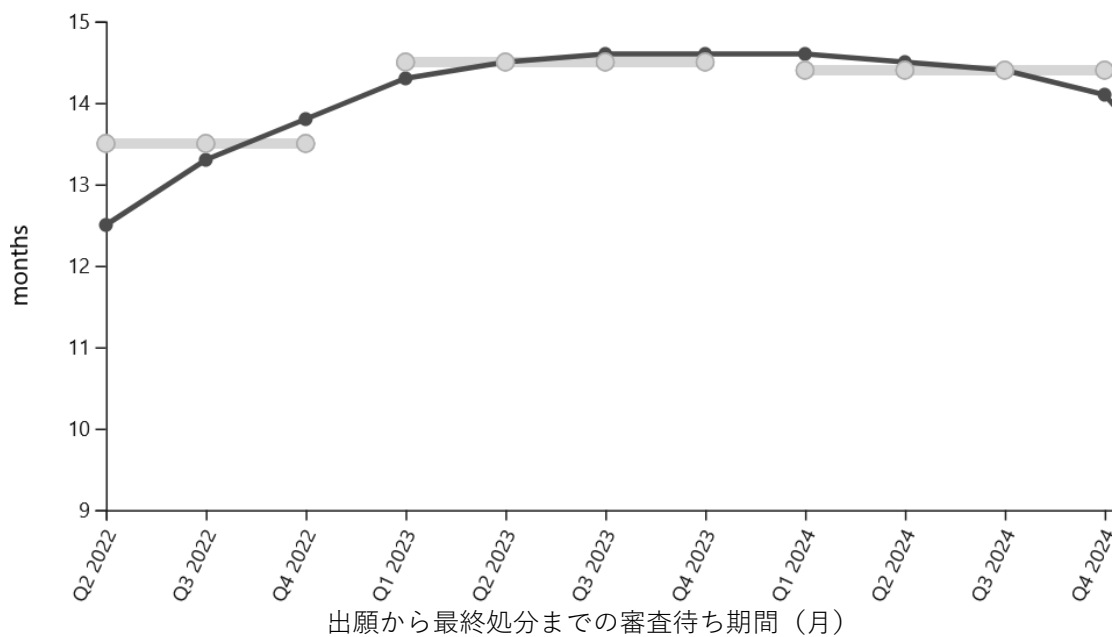
図 3 は、2022 年の第 2 四半期から 2024 年第 4 四半期までの商標出願の審査待ち時間を示したものです。⁸

[図 3]



※灰色線は USPTO の目標値を示し、黒色線は実際の値を示しております。

⁸Data visualization center Trademarks Data (<https://www.uspto.gov/dashboard/trademarks/>)



※灰色線は USPTO の目標値を示し、黒色線は実際の値を示しております。

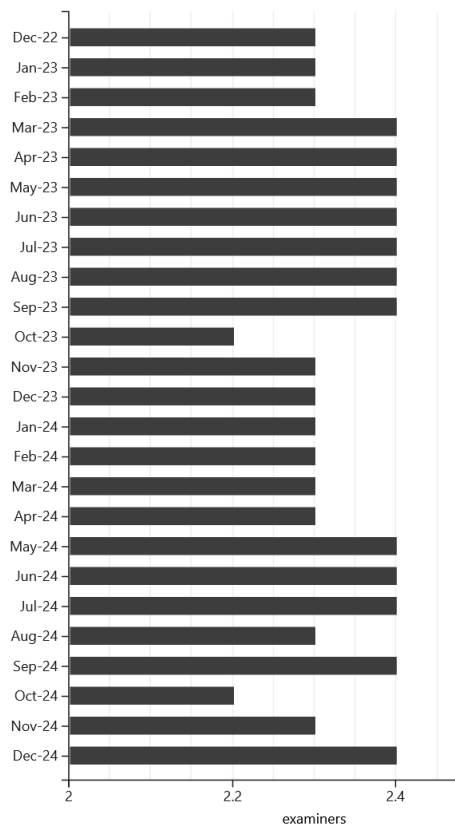
出願からファーストアクションが発行されるまでの審査待ち期間は約 8 ヶ月で安定しておりましたが、**2024 年**にはこの期間が短縮する傾向が見られます。最終処分までの審査待ち期間は、**2022 年**は増加傾向にありましたが、**2024 年**に入って減少傾向に転じ、現在は 14 ヶ月程度となっております。

（４）特許出願のオフィスアクション発行回数と査定率

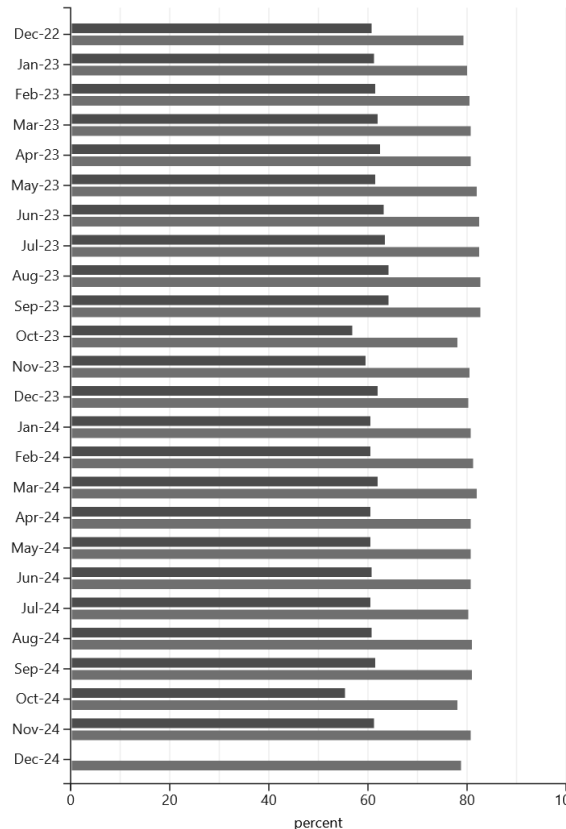
図 4 は、**2023 年**及び**2024 年**の特許出願の許可になるまでのオフィスアクション（OA）の発行回数及び特許査定率を示したものです。⁹

[図 4]

⁹Data visualization center Patents Production, Unexamined Inventory and Filings Data (<https://www.uspto.gov/dashboard/patents/production-unexamined-filing.html>)



特許出願が許可となるまでの OA の
平均発行回数



特許査定率（上段は RCE をしたもの
を含み、下段は含まない）

オフィスアクションの平均発行回数は約 2.3 回、特許査定率も RCE をしたものを含んだ場合で 60% 弱、RCE をしたものを含まない場合で約 80% と、いずれも安定しております。したがって、審査の難易度という観点では、少なくとも過去 2 年の間に大きな変化はないと言えます。

なお、意匠及び商標については同様の統計が発表されていないために正確なデータはありませんが、実務担当者の肌感覚としては、特許と同様に、審査の傾向には大きな変化はないように思われます。

（５）審査官数

USPTO の会計年度 2020 年から 2024 年までの 5 年間の審査官数の統計を表 6 にまとめました。¹⁰

[表 6]

	2020	2021	2022	2023	2024
特許審査官	8,230	7,840	8,214	8,237	8,599
意匠審査官	204	233	295	331	345
商標審査官	622	662	718	756	765

出願増や審査遅延に対処するために、USPTO では審査官の採用を積極的に行っております。特許では、2020 年以前には審査関数が 9000 人を超えている年が複数ありましたが、離職者も多いために計画どおりには増員が進んでいない状況です。意匠及び商標の審査官数は着実に増えております。このことは、審査経験の浅い審査官が増えていることを示しております。こうした審査官は、その分野での技術常識や商習慣をあまり理解していないことが多いので、今後の審査の傾向にも影響が出ることも予想されます。

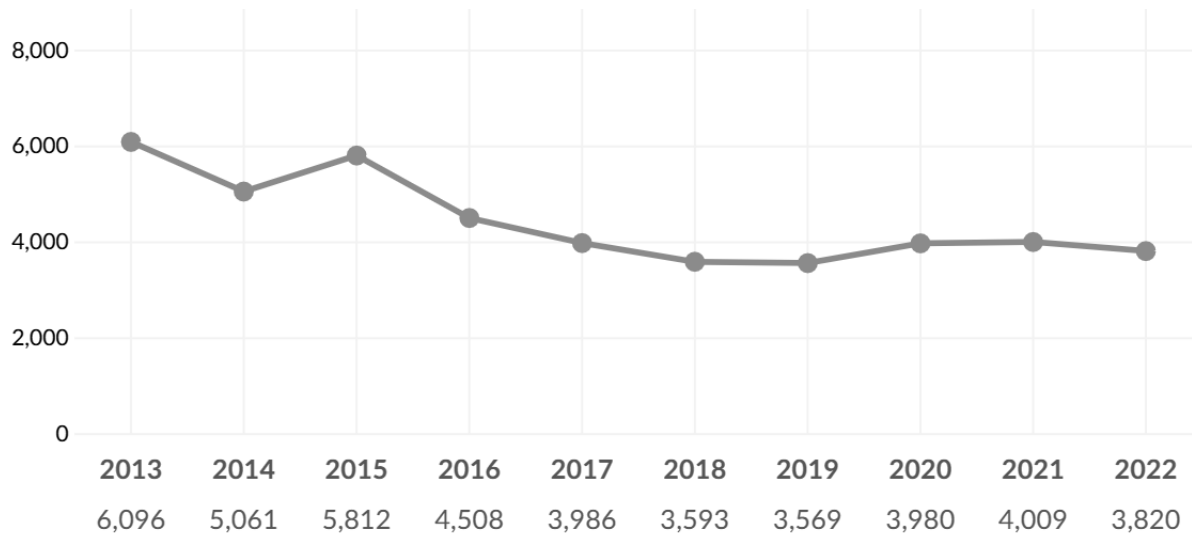
IV. 特許権侵害訴訟統計

図 5 は、米国における 2013 年～2022 年の特許権侵害訴訟の出訴数を示しています。¹¹

[図 5]

¹⁰Annual Performance Plan and Annual Performance Report (<https://www.uspto.gov/about-us/performance-and-planning/uspto-annual-reports>)

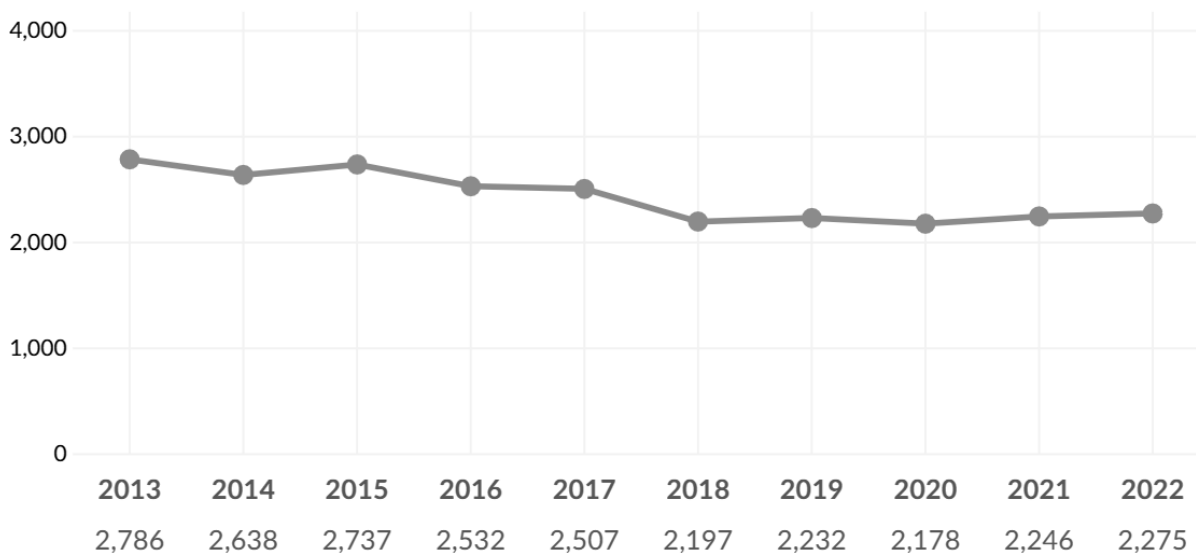
¹¹Lex Machina Patent Litigation Report 2023



特許権侵害訴訟は、**2015 年**をピークに減少傾向にありましたが、**2020 年**からは増加傾向に転じています。

図 6 は、同じく **2013 年～2022 年**の特許権侵害訴訟の出訴数を示していますが、年間 **10 件以上**の訴訟を提起している原告（**HVP：High-Volume-Plaintiffs**）の案件を除いたものとなります。¹²

[図 6]

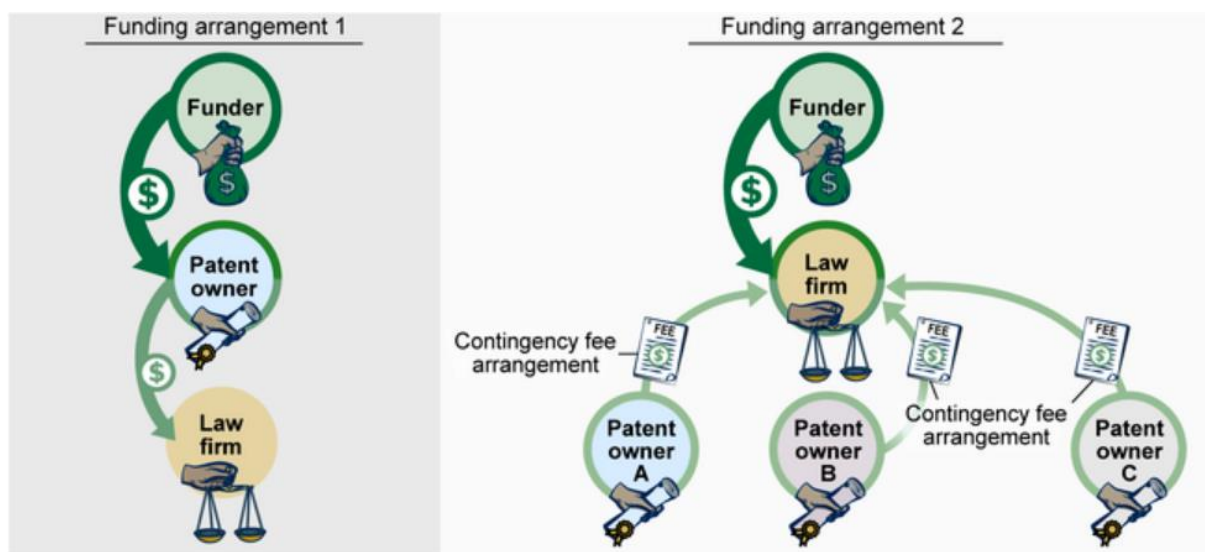


こちらは比較的安定した数を保っており、近年の訴訟件数の増加は **HVP** の活動が

¹²Lex Machina Patent Litigation Report 2023

活発化したことによるものであることが分かります。米国会計検査院（U.S. Government Accountability Office : GAO）が 2024 年 12 月 5 日に公表した「第三者から資金提供を受けた特許訴訟に関する調査報告書」¹³でも、ファンド等の第三者による資金提供が 2019 年から急増し、現在も多くの訴訟で資金提供が行われていることが述べられております。この資金提供には、図 7 に示すように典型的に 2 つのルートがあります。1 つ目は、ファンドが特許権者（特許を買い取った HVP を含む）に直接資金提供ルートです。2 つ目は、ファンドがローファームに資金を提供し、ローファームが特許権者と成功報酬契約を結ぶルートです。いずれの場合も、資金提供を受けた側が原告となってターゲット企業を訴え、勝訴または和解によって得た賠償金・和解金の一部をファンドに還元する仕組みになっております。なお、ファンドの中には、投資額の 2 ～ 3 倍ものリターンを得るケースもあるようです。

〔図 7〕



Source: GAO (analysis and icons). | GAO-25-107214

表 7 は、こうした特許訴訟で原告となっている上位 11 社及び被告となっている上位 12 社を示しています。

¹³ <https://www.gao.gov/products/gao-25-107214>

[表 7]

原告

Party	2020	2021	2022	Total
Cedar Lane Technologies Inc.	53	107	176	336
WSOU Investments LLC	182	17	6	205
Bell Semiconductor, LLC	4	0	102	106
Social Positioning Input Systems, LLC	16	41	13	70
Rothschild Broadcast Distribution Systems, LLC	23	32	7	62
Symbology Innovations, LLC	47	11	0	58
Stormborn Technologies LLC	14	23	20	57
Display Technologies, LLC	19	24	12	55
Geographic Location Innovations LLC	17	38	0	55
Aperture Net LLC	14	17	22	53
BE Labs, Inc.	15	28	10	53

被告

Party	2020	2021	2022	Total
Samsung Electronics America, Inc.	42	58	51	151
Google LLC	48	46	50	144
Samsung Electronics Co., Ltd.	40	55	42	137
Apple Inc.	21	41	34	96
Microsoft Corporation	40	18	23	81
Amazon.com, Inc.	21	25	32	78
LG Electronics, Inc.	27	26	19	72
Dell Technologies Inc.	36	18	13	67
Lupin Ltd.	25	20	15	60
Aurobindo Pharma Ltd.	21	21	16	58
Aurobindo Pharma USA, Inc.	22	19	17	58
Teva Pharmaceuticals USA, Inc.	22	18	18	58

IT 産業と医薬品産業の大企業が頻繁に被告となっていることが分かります。これらの産業では特許が市場競争の重要な武器となるため、特許訴訟が発生しやすいという背景があります。また、前述したように、特許訴訟がファンドの投資対象となっていることを考えれば、高額な損害賠償額が認められやすいこれらの産業を対象とし、和解金や賠償金の支払い能力の高い大企業が狙って、高いリターンを得ようとしていることが分かります。中小企業に関する統計データはありませんが、リターンが少ないことから訴訟にまで発展することは少ないと考えられます。ただし、中小企業が特許や商標を侵害をしているとして警告を受ける例は少なくありません。この場合、必ずしも侵害をしているという確証があるわけではなく、ビジネスの牽制のために目についた競合他社に対して片っ端から警告書を出している例や、早期解決を望む企業から和解金を取ることで利益を生み出している例もあるようです。このような警告を受けた場合には、直接回答を行うのではなく、専門家に相談することをお勧めします。

V. 2024 年の重要判決 ― 日本企業への権利化に影響のあるもの

2024 年に出された判決の中で、特に注目すべきは *LKQ Corp. v. GM Glob. Tech. Operations LLC*¹⁴ と思われます。

事案の概要

自動車部品メーカーである *LKQ Corp.* は、ゼネラル・モーターズ（GM）の関連会社である *GM Global Tech* から、*U.S. D797,625*（以下“625 意匠”という）を含む多数の意匠権のライセンスを受けておりました。2022 年 2 月にライセンス契約が終了すると、GM は *LKQ* により販売された部品が 625 意匠を含んだ GM の意匠権を侵害していると主張しました。これに対し *LKQ* は、USPTO に 625 意匠の無効審判（*inter partes review*）を請求し、625 意匠は *U.S. D773,370* と Hyundai 自動車の販売用パンフレットの組み合わせから自明である、と主張しました。しかし、USPTO はこの主張を退け、625 意匠を維持するという決定を出しました。*LKQ* は連邦巡回

¹⁴ *LKQ Corp. v. GM Glob. Tech. Operations LLC*, 102 F.4th 1280 (Fed. Cir. 2024)

区控訴裁判所（CAFC）に上訴しましたが、3名の判事による合議体は USPTO の決定を指示しました。そこで LKQ は大法廷における再審理を請求し、この請求が認められました。本判決はその大法廷再審理（*en banc* rehearing）により出されたものです。

争点

USPTO が意匠の自明性判断に用いてきた Rosen-Durling テストは、(1)クレームされた意匠と「基本的に同じ(“basically the same”）」である意匠を主引例として特定すること、および(2)副引例は主引例に「非常に関連性が高く(“so related”）」一方の文献からの特徴が他方の文献への適用を示唆するものであることを要件とするが、このテストは自明性判断の基準として適切であるかという点が争われました。

判決の要旨

裁判所は、従来の Rosen-Durling テストが意匠特許の非自明性の判断を不適切に制約している可能性があるとし、米国特許法 103 条の文言及び米国最高裁判所の過去の判決¹⁵がより柔軟なアプローチを示唆している、と判断しました。そして、意匠も特許と同様に、Graham v. John Deere 基準に基づいて評価されるべきとしました。Rosen-Durling テストと Graham v. John Deere 基準の対比を表 8 に示します。

[表 8]

¹⁵ Smith v. Whitman Saddle Co., 148 U.S. 674 (1893), Graham v. John Deere Co. of Kansas City 383 U.S. 1 (1966), KSR International Co. v. Teleflex Inc. 550 U.S. 398 (2007)

	Rosen-Durling テスト	Graham v. John Deere 基準
判例	- In re Rosen (CCPA 1982) - Durling v. Spectrum Furniture (Fed. Cir. 1996)	- Graham v. John Deere Co. (U.S. Supreme Court 1966)
主なステップ	1. 主要引例 (Primary Reference) の特定 - クレームされた意匠と「基本的に同じ」外観を有する公知意匠を探す。 2. 副引例 (Secondary Reference) の組み合わせ - 主引例が十分に近似している場合のみ、他の公知意匠 (副引例) を考慮して自明性を判断する。	1. 先行意匠の範囲と内容の確定 2. 当該先行意匠とクレームされた意匠との相違点の把握 3. 当業者の通常の知識水準の認定 4. 二次的考察 (商業的成功、長期未解決課題等) の考慮
着目点	- 「基本的に同じ」外観を有する主要引例の存在が必要不可欠 - 同一または実質的に同じ視覚的印象がある意匠をまず見つける点が審査の最大のポイント	-必ずしも「基本的に同じ」外観を有する主要引例を必要とせず、複数の近似意匠を総合的に検討する -主要引例は、クレームされた意匠と同一の分野に属するか、あるいは関連する分野に属すればよい - 先行文献を組み合わせる動機は、先行文献自体において存在する必要はなく、当業者の常識にも基づくことができる
審査傾向	- 「基本的に同じ」外観の主要引例がないと拒絶しにくい - 複数の意匠の組み合わせによる自明性立証が難しい - 意匠出願人に有利	-主要引例を審査官が見つけやすい - 複数の意匠の組み合わせによる自明性立証が容易 - 意匠出願人に不利

影響

この判決を受け、USPTO は 2024 年 5 月 22 日に審査官向けのガイダンス（Guidance and Examination Instructions）を更新しました。実質的に意匠の自明性のハードルが下がったことになるため、今後は公知意匠の組み合わせによる拒絶が増えるのではないかと懸念されております。また、本判決は既登録意匠にも遡及的に適用されますので、意匠権侵害訴訟への対抗手段として無効の主張や無効審判（inter partes review）が増加することも予想されております。

VI. 2025 年の USPTO 手数料改定

USPTO は、物価変動やオペレーションコストを考慮し、定期的に手数料の改定を行っております。本年 1 月にもにより、多くの手数料が 7.5～10%程度引き上げられます。また、新たな手数料の導入も行われております。主な料金は以下の通りです。

		現行手数料	新手数料
出願通常		\$1,820	\$2,000
PCT からの国内移行		\$1,660	\$1,810
RCE1 回目		\$1,360	\$1,500
RCE2 回目以降		\$2,000	\$2,860
延長費用	1 ヶ月	\$220	\$235
	2 ヶ月	\$640	\$690
	3 ヶ月	\$1,480	\$1,590
登録料		\$1,200	\$1,290
維持費用	3.5 年目	\$2,000	\$2,150
	7.5 年目	\$3,760	\$4,040
	11.5 年目	\$7,700	\$8,280

また、継続出願や情報開示陳述書に関する料金が新設されております。今回の料金改定では、**RCE2** 回目以降の料金が大幅に上がったり、基礎出願から一定の期間を超えてする継続出願に追加手数料（最先の出願から 6 年以上経過した場合：**\$2,700**、最先の出願から 9 年以上経過した場合：**\$4,000**）が課せられたり、大量の **IDS** 提出に手数料を課したりと、審査を遅延させる行為に対してディスインセンティブを講じております。

VII. トランプ政権への移行の影響

USPTO の長官は大統領が指名し、議会の承認が得られると正式に就任します。2009 年に元 **IBM** 知財部長であった **David Kappos** 氏がオバマ大統領により指名されて以降、3 名の民間出身の長官が就任しております。これらの長官は、効率的な審査（**compact prosecution**）とユーザ（**stakeholder**）を強く意識した施策を打ち出してきました。直近の長官の **Vidal** 氏は、大統領選でトランプ氏が勝利すると早々に退任を決め、現在は長官のポジションは空席となっております。トランプ政権の中での **USPTO** の重要度はそれほど高くないため、次の長官が決まるまでには半年はかかるのではないかと見られております。第一次トランプ政権の際には、ロサンゼルス・ローファームのマネージングパートナーであった **Iancu** 氏が長官に指名されており、今回もこれまでの路線通りに民間から長官が選ばれるであろうと予測されております。民間出身の長官であれば、効率的な審査とユーザ重視という現在の方針が大きく変わることはないと思われますが、誰が長官になるのかはアメリカ知財界の大きな関心事となっております。

トランプ大統領は就任早々に連邦政府機関でのリモートワークを原則的に禁止する大統領令に署名しました。**USPTO** も連邦政府機関であり、95%以上がリモートワークを行っております。審査官の労働組合（**Patent Office Professional Association**）は、**Collective Bargaining Agreement (2024-2029)** が大統領令のいう例外に当たり、審査官たちは継続してリモートワークが認められるという見解を出しておりますが、本稿執筆時点では **USPTO** や連邦人事管理局がこれを承認したという事実はなく、審査官たちにリモートワークが認められるかは不明です。**USPTO**

審査官のリモートワークの歴史は古く、1997 年にまで遡り、USPTO はリモートワーク可能であることを新規審査官の採用の際にアピールしてきました。職員の半数強は、USPTO の本局のあるバージニア州とその周辺に住んでいますが、アラスカ州やハワイ州を含め、全米各州にも分散しております。審査官のリモートワークが認められないとなると、多数の退職者が出て、審査にも影響があることが懸念されております。また、大統領令直後から USPTO の審査官採用の求人広告が停止されており、USPTO の出している審査官増員という施策にも深刻な影響があるものと見られます。

以上のように、米国の知的財産制度は近年大きな変化を遂げており、特許、意匠、商標、著作権の出願・登録件数の変動、審査の遅延、特許訴訟の増加、新たな判例の影響、手数料改定、政権交代による政策変更など、多くの要素が絡み合っています。特に、日本企業が米国での知財戦略を展開する際には、これらの動向を十分に考慮し、適切な対応策を講じることが求められます。